別表第四を次のように改める。

別表第四（第四条関係）

区分		審査方法	金額
一　火力発電所に属する特定電気工作物	（一）　蒸気タービン		
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万九千二百円（電子申請による場合にあっては、十七万円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）
	（二）　ガスタービン		
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万九千二百円（電子申請による場合にあっては、十七万円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）
	（三）　内燃力発電設備		
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万九千二百円（電子申請による場合にあっては、十七万円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）
	（四）　燃料電池発電設備		
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万九千二百円（電子申請による場合にあっては、十七万円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあっては、十四万六百円）
	（五）　風力設備に係る工事		
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十三万四百円（電子申請による場合にあっては、十二万千二百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）
	（六）　電気設備に係る工事		
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十六万二千四百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万千円（電子申請による場合にあっては、十三万千百円）
	（七）　附帯設備に係る工事		
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十二万千五百円（電子申請による場合にあっては、十一万千七百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十万千円（電子申請による場合にあっては、九万千二百円）
三　変電所及び送電線路の設置の工事に係るもの			
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	二十二万三千円（電子申請による場合にあっては、二十一万三千二百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十八万九百円（電子申請による場合にあっては、十七万千百円）
四　変電所及び送電線路の変更の工事に係るもの			
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十六万二千四百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万千円（電子申請による場合にあっては、十三万千百円）
五　需要設備の設置の工事に係るもの			
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十三万四百円（電子申請による場合にあっては、十二万千二百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあっては、十万三千百円）
六　需要設備の変更の工事に係るもの			
	1　出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	八万二千三百円（電子申請による場合にあっては、七万三千百円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	七万四千九百円（電子申請による場合にあっては、六万五千七百円）